

奈良県告示第五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、広瀬土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十八年五月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	久本 和夫	北葛城郡広陵町大字広瀬二五八
〃	中川 勇一	〃 二八八一
〃	中川 利一	〃 二五七
〃	中村 安隆	〃 二八六
〃	吉川 勝規	〃 三一九一二
〃	播川 治	〃 九六三一
〃	森岡 常又	〃 四七一
〃	竹村 安郎	〃 一三九
〃	廣中 靖晃	〃 七四一一
〃	武若 治	〃 七五一
〃	竹村 昌弘	〃 七三四
〃	竹村 敏照	〃 七六二
〃	松川 正明	〃 一〇三二
〃	杉本 雅照	〃 二四一二
〃	西口 佳輝	〃 一〇〇一一
〃	岡本 雅夫	〃 一七
監事	竹村 立	〃 四五〇
〃	小林 誠市郎	〃 五一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	久本 和夫	北葛城郡広陵町大字広瀬二五八
〃	山本 育男	〃 三一二
〃	中川 利一	〃 二五七
〃	辻本 孝司	〃 一九四一三

〃	監事	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
松川	森岡	岡本	西口	杉本	小林	竹村	宮崎	武若	竹村	竹村	竹村	播川	吉川	
正明	常又	雅夫	佳輝	雅照	誠市郎	敏照	和美	治	芳文	安郎	立	治	勝規	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一〇三二	四七一	一七	一一〇〇一	二四一二	五十一	七六二	七四二	七五一	七五〇一	一三九	四五〇	九六三十一	三一九一二	